

建設事業者のみなさまへ

労働災害を防止するためには、基本的な安全衛生活動などの取組を徹底するほか、事業場毎に違う様々な課題・問題点の改善に取り組む必要があります。

労働災害の撲滅に向け、これまでの安全衛生に関する取組状況について、見直しや取組の強化を図るようお願いいたします。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に留意ください。

墜落・転落災害を防ごう！

階段や開口部等からの墜落、トラック荷台からの墜落の他、「脚立」や「はしご」といった用具からの墜落災害も多く発生しています。これら用具は、容易に使用できますが、適切に使用していないことが原因で災害が発生することがあります。作業前に下記チェックリストを用いて点検して使用しましょう。

チェックリスト
「はしごを使う前に / 脚立を使う前に」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>
パンフレット



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

安全帯が「墜落制止用器具」に変わりました。平成31年2月1日より、作業中の墜落を制止するための器具の規制が強化されました。安全帯の規制に関する政省令・告示の改正への対応をお願いします。

詳しくは厚生労働省HPにて改正内容をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03290.html



転倒災害を防ごう！

STOP! 転倒災害

プロジェクト

転倒災害の多くは「滑り」、「つまづき」、「踏み外し」によって発生しています。作業場所の整理・整頓、作業場所の清掃、転倒予防の運動などを行い、転倒災害を防ぎましょう。厚生労働省と労働災害防止団体では、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

スラブ筋上道路の黄色表示



足腰のストレッチで高齢者の転倒災害防止



厚生労働省では、下記のHPにおいて、毎年実施している「見える」安全活動コンクールの優良事例を多数掲載しております。優良事例を参考に、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、見える化のステッカーを貼るなど、転倒災害防止に努めてください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



はさまれ・巻き込まれ災害を防ごう！

建設現場には、様々な「はさまれ・巻き込まれ」災害の危険源が存在しており、車両系建設機械やダンプトラックにはさまれる災害、クレーン作業時にワイヤーとつり荷の間に指をはさまれる災害、荷が振れて擁壁や他の資材などにはさまれる災害、複数の材を重ねて運んでいる時に材がずれて指がはさまれる災害等が発生しています。

作業計画の作成や接触防止措置、立入禁止措置といった基本事項の順守が重要となります。

また、作業前の安全ミーティングで想定される危険を関係作業員全員で確認し合い、作業中は互いに声かけ等で注意を促しながら、全員参加でゼロ災の現場をつくりましょう。

高齢労働者の安全と健康の確保を！

現在、少子高齢化等により、働く高齢者は増加傾向にあり、60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍にもなっています。ただ、労働災害の発生状況に目を向けますと、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、**全体の3割近く**を占めています。

高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。高齢者の特性に配慮した職場、つまりエイジフレンドリー職場を目指すということは、全ての労働者が安全で健康に働ける快適な環境を整えることにもなります。

エイジフレンドリーガイドラインには、環境整備や教育訓練など、高齢者労働災害防止策の内容が定められていますので、このガイドラインを参考にいただきながら、高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、実施可能な対策に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

厚生労働省HP

「高齢労働者の安全衛生対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/azen/newpage_00007.html

エイジフレンドリーガイドライン、エイジフレンドリー補助金、高齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレット等の情報を提供しています。



継続的・計画的な安全衛生教育の実施を！

建設業では、職長等の職務に新たに就くことになった者には、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

また、一定の要件を満たす建設現場に入った事業者は、安全衛生責任者を選任しなければならないとされています。

安全衛生教育等推進要綱（平成3年1月21日付け基発第39号別添）では、職長等、安全衛生責任者のそれぞれについて、事業者が、初任時及び概ね5年ごと又は機械設備等に大きな変更があったときに、能力向上教育に準じた教育（以下「再教育」という。）を受けさせるよう求めています。

関係請負人（下請け）として建設現場に入る事業者は、雇用している職長等及び安全衛生責任者に対し初任時に教育を受けさせるとともに、概ね5年ごと又は機械設備等に大幅な変更があったときにも再教育を受けさせるようにしてください。

元方事業者は、現場に入る職長等及び安全衛生責任者が初任時の教育及び再教育を受けているか確認するようにしてください。

各種お役立ち情報提供先

厚生労働省HP

「建設業における安全対策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html>

労働安全衛生法令（建設安全）の改正関連情報や通達・事務連絡等、参考リーフレット等の情報を提供しています。



厚生労働省HP「職場のあんぜんサイト」

「安全衛生ビデオ」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/azen/sai/anzenvideo.html>

建設現場の作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）を動画により視聴いただけます。

